

議員提出議案第4号

琴浦町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日 提出

提出者	琴浦町議会議員	山本秀正
賛成者	同	押本昌幸
	同	井木裕始
	同	桑本始章
	同	前田智章
	同	手嶋正巳
	同	小椋正和
	同	桑本賢治
	同	澤田豊秋
	同	川本善孝
	同	田中肇子
	同	谷田順憲
	同	小椋浩
	同	金光敦

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

提案理由説明

琴浦町議会の基本条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 概要

議会は、町民の代表で構成される町的意思決定機関であるので、新たに「議会の役割」について追加する。

また、議会の広報方法として、インターネット配信等も可能となるよう所要の改正を行なう。

2 改正内容

主な改正点として、議会の役割として次の4項目を追加するもの。

- (1) 議案、請願等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。
- (2) 町長その他の執行機関の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 町政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。

第19条第2項中、「情報技術の発達を踏まえた」を「インターネット配信等の」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町議会基本条例の一部を改正する条例

琴浦町議会基本条例(平成24年琴浦町条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の役割及び活動原則)</p> <p>第5条 <u>議会は、町民の代表で構成される町の意思決定機関であり、次に掲げる役割を担うものとする。</u></p> <p><u>(1) 議案、請願等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 町長その他の執行機関の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 町政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。</u></p> <p>2 <u>議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 議会は、<u>インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会、町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</u></p>	<p>(議会の活動原則)</p> <p>第5条</p> <p>議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(議会広報の充実)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 議会は、<u>情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会、町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。